

目次

■ JBIS EYE'S	証券会社関連の動向	01
	証券関連業務に関する行政の動き	01
■ JBIS ONLINE	JBISコンサルティングサービスのご紹介	02
■ PICK UP TOPICS	ETFについて	03
	ラップ口座の現状	03
■ JBIS'S FOCUS	証券税制の向かう先	04
	JBISにおける平成20年度・21年度税制改正の対応について	08

残暑の候、貴社ますますご発展のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先日は弊社および日本電子計算株式会社合同で行ないました、お客様満足度調査にご協力いただきまして誠にありがとうございました。皆様からいただきました貴重なご意見をもとに、更なるサービスの向上に努めていく所存でございます。今後とも格別のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

JBIS EYE'S — ビジネスニュース —

証券会社関連の動向

- 【 M & A 】 住友信託が日興アセット買収へ(7/30)
 —1,124億円での買収で合意発表。運用資産残高は合わせて34.5兆円へ。三井住友FGと日興アセットの協業で協議へ
- 【米 国 債】 野村、米国債の公認ディーラーに復帰(7/28)
 —野村は2007年にプライマリーディーラー資格を返上していたが、2年ぶりに復帰
- 【中国市場】 中国版ナスダック、50社超が上場申請へ(7/26)
 —深圳証券取引所に5月に開設されたベンチャー企業向け市場「創業板(中国版ナスダック)」に50~100社が上場申請。早ければ11月に第1号の上場
- 【米 国】 米財務省、デリバティブ・ディーラーへの規制強化を提案(7/10)
 —ガイトナー米財務長官は、金融危機の一因となった複雑な仕組みのデリバティブを扱うディーラーを厳しく規制するよう米議会へ提案
- 【投資信託】 1~6月期の新規設定ファンド、当初設定額は合計1兆2,177億円
 —前年同期比、9.7%増。トップは5月設定の野村グローバル半導体株0905で、876億円
- 【海外株式】 ロンドン取引所での6月株式売買で、野村がシェア3位へ
 —自己売買を除く対顧客シェアでは、10.5%で初の首位(リーマンの統合効果)

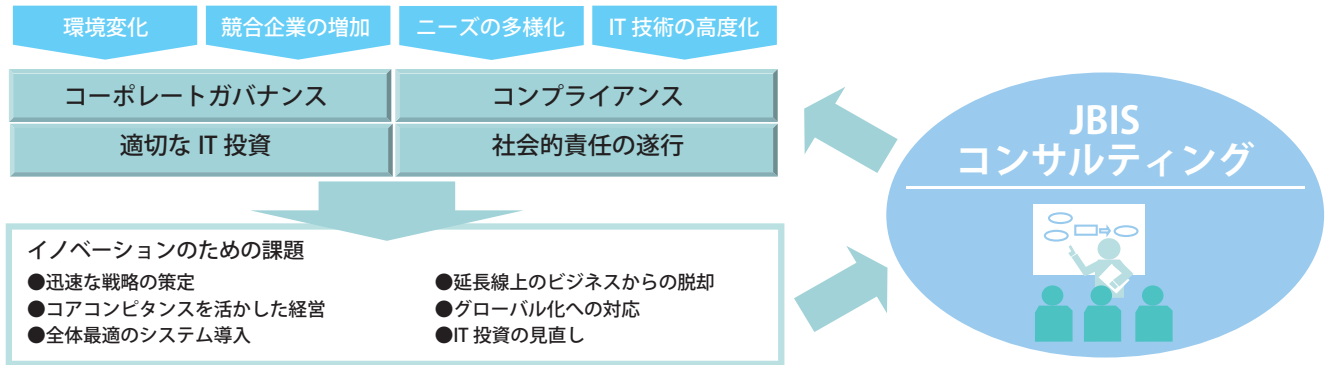
証券関連業務に関する行政の動き

- ・カブドットコム証券株式会社に対する行政処分について(7/31)
 —元社員による自社株対象のTOBに係るインサイダー取引における法人関連情報の管理問題に対して
- ・空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の延長に関する内閣府令・告示の公布について(7/31)
 —現行の7月末までの規制を、10月末まで延長
- ・「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について(7/24)
 —株式会社企業再生支援機構を適格機関投資家に追加
- ・日本プライベート証券株式会社に対する行政処分について(7/10)
 —勧誘を行った私募ファンド資産の流用に対して
- ・JPSアセットマネジメント株式会社に対する行政処分について(7/10)
 —私募ファンドの運用資産残高を確認できていないなど、ファンドの運用資産の管理を適切に監督していなかった事に対して
- ・株式会社TONKに対する行政処分について(7/8)
 —FX取引業者であるが、自己資本規制比率が120%を下回り、最低純資産額5,000万円を満たしていないため

JBISコンサルティングサービスのご紹介

◆ JBISコンサルティングの取り組み

複雑化するビジネス環境において、ITの果たす役割は重要なものになっています。しかし、IT化すれば問題が解決するという安易な考えから、業務プロセスに課題が残されたままシステムを導入している企業も少なくありません。私たちは、お客様の経営上の課題を、ITマネジメントと業務プロセスという異なった視点から分析し、問題の解決にあたります。IT構築・ソフト開発の専門知識を持ったメンバーと業務代行や情報処理サービスを通して得た業務知識を持ったメンバーが、お客様の目線に立ったコンサルティングを行います。



◆ コンサルティングサービスメニュー

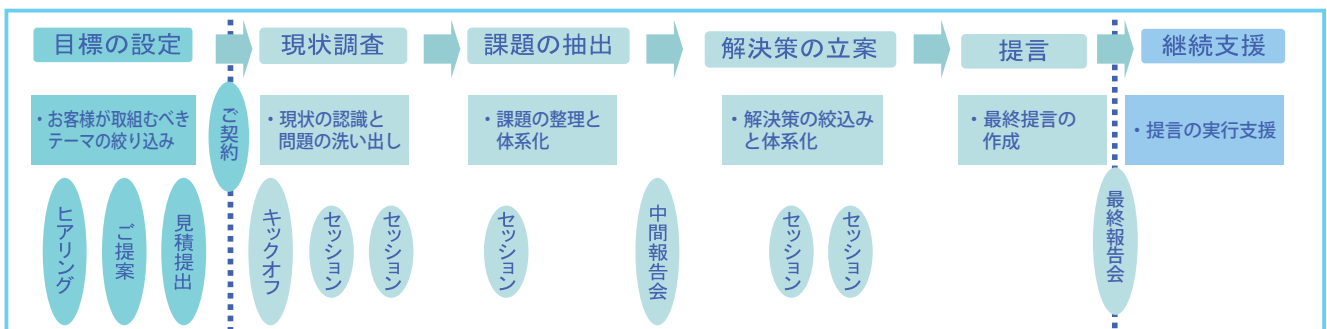
JBISコンサルティングは、以下のコンサルティングサービスメニューを取り揃えております

- | | | |
|--|---|--|
| <p>1. 業務改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な戦略の策定 ● コアコンピタンスを活かした経営 ● 全体最適のシステム導入 | <p>2. 内部統制</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 内部管理基盤の強化 ● コンプライアンス強化支援 | <p>3. 営業戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業プロセス改善 ● 顧客情報統合管理 |
| <p>4. IT戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IT投資評価 ● IT戦略策定 ● ITガバナンス | <p>5. IT調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IT調達ガイドライン策定 ● 業務パッケージ調達支援 | <p>6. IT支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業プロセス改善 ● 顧客情報統合管理 |

◆ コンサルティング事例

会社	テーマ	コンサルティング内容	期間
証券会社	内部統制	金融商品取引法に対応する内部管理基盤強化	3ヶ月
証券会社	営業戦略	顧客情報の統合管理体系の策定	3ヶ月
財務省所管 認可法人	要件定義	銀行資金決済システム RFP 作成支援	6ヶ月
建設会社	IT戦略	新基幹業務システムの構想策定	3ヶ月

◆ 通常のコンサルティングプロセス



◆ お問い合わせ

株式会社 JBIS コンサルティング本部 電話 03-5641-1815 E-mail info@jbis-inc.com URL <http://www.jbis-consulting.com/>

ETFについて

買いたい時に買え、そして売りたい時に売ることができる投信としてETF=上場投資信託がある。日本でも増加し、アジア債券や企業グループ指数を対象とするETFも最近上場されて、現在は62銘柄(東証)となっている。また、この上場ETFに対して今年1~6月の個人の売買金額シェア(委託売買ベース)は、外国人を上回る45%を占め、国内ETF市場での個人投資家の存在感が増していることが伝えられている。流通市場がほぼ未整備な公募投信に比べて、ETFは発行市場機能と流通市場機能が整備されている。

個人投資家にとっての利点として、分かりやすさ・少額でも分散投資が可能・コストが安い・何処の証券会社でも購入することが出来て投資対象銘柄・購入値段・時価などの情報が入手しやすい、などが上げられる。

一方、ETFの売買が活発になっていけば、裁定売買のニーズが入ることから、銘柄の流動性が増すことが期待される。しかし実際の取引状況を見てみると、TOPIX・日経指数を対象とする銘柄に集中している。その他の銘柄についても、金や中国株若しくは銀行業など一部の指数を対象とする銘柄に偏っており、ETFの流動性に問題がある銘柄が多い。

事実、本来はETFの売買増加により個別銘柄への流動性の波及が期待される業種別ETFなどは、38銘柄上場されているが運用資産残高は986億円しかない。しかもそのうち23銘柄は5月中の売買高が1,000万円以下となっていて、とても現物銘柄への流動性波及など期待できない状況である。業種別ETF売買増加への、更なる取組みが期待される。

ETF 指数内容	銘柄数	運用資産残高 (5月末)
運用資産残高 (5月末)	14銘柄	2兆3038億円
外国株指数	6銘柄	1329億円
中小型株指数	4銘柄	30億円
REIT 指数	2銘柄	59億円
商品関連指数	3銘柄	3兆4639億円 (海外上場分も含む)
通貨連動型指数	3銘柄	30億円
業種別指数	38銘柄	936億円
その他、ブルーチップ指数・アジア債券指数・企業グループ指数がある。		

ラップ口座の現状

日本の金融ビックバンにおいて、手数料自由化に始まり金融機関による投信の窓販解禁など、個人資産を市場へ誘導する政策が取られているが、所謂ラップ口座(SMAやファンドラップなど)も、2004年4月から投資顧問業法の改正により、証券会社が兼業方式で投資一任業務を行うことが可能になったことから、日本でも販売が始まった。

証券会社のビジネスとしても、個人資産の運用・管理サービスとして、株式売買委託手数料自由化後の収益構造を変えていくと期待されているが、先行する米国の約180万口座・資産残高約76兆円(2007年6月末のSMAの数字、この他ファンドラップは約327万口座・資産残高約45兆円)には遠く及ばない。投資顧問協会によると、2009年3月末ではラップ口座は37,138口座・投資一任されている金額は4,571億円となっていて、前年の41,615口座・7,469億円から大幅な減少となっている。

ラップ口座とは、一つの口座で様々な資産運用サービスを包み込むという意味であるが、資産運用を完全に証券会社に一任してしまう(実際はいくつかの投資パターンから選択)口座をSMA (Separately Managed Account) 口座として、証券会社・信託銀行が販売している。運用資産残高に応じて手数料を課すので、証券会社(投資運用業者)の運用が

成功し顧客資産の残高が増えれば、証券会社の報酬も増加するビジネスモデルである。

SMAの口座毎にプロの運用者が対応し、助言者としても専任SMAコンサルタントがつき提案やアフターケアをするモデルが一般的のようだが、適切な分散投資を図る必要上、一定規模の運用資産を要する。証券会社等によって異なるが、最低契約金額を数千万円から数億円に設定していて、ターゲットとする顧客層は明らかに億円以上の金融資産を有する富裕層であり、証券会社の手数料は概ね成功報酬となっている。

一方、金融資産数千万円までのマス富裕層(団塊世代の退職者等を含む)を顧客ターゲットにしたものがファンドラップ口座であるが、これは投資対象をファンド(投信)に限っているので、そもそも分散投資の為の資産規模は小さくても済む。顧客の投資方針に応じた運用スタイルを営業部員が提案し、投資一任契約を結ぶが、証券会社の手数料は概ね固定報酬のみとなっている。

ラップ口座の手数料は資産規模により異なるが、資産残高に対して年1~3%程度が主流のようである。プライベートバンクとは異なる富裕層取り込みのリテール戦略として、期待されている。

今号のテーマ：証券税制の向かう先

- 副題：1－証券税制の源流と背景
 2－現行の証券税制について
 3－創設された日本版ISAについて
 4－金融所得一体課税へむけて

◆はじめに

証券税制の変遷には、市況環境などが影響するイメージを持ちやすいが、税制度という大きな枠組みの中では、金融所得に対する課税をどうするかという大枠の政策が取りこまれていく。つまり証券・金融というものをあるべき方向へ導く為の施

策として見てみると、証券に対する政策の方向性も見えてくる。総選挙前のこの時期ではあるが、今後の証券行政の方向性を見定める上でも、改めて現状の証券税制について、その背景も含めて取り上げてみる。

◆証券税制の源流と背景

金融所得として現行の証券税制の源流を辿ると、金融所得一体課税の考えに至るが、2003年6月の政府税調中間答申において「金融商品間の中立性を確保し、金融資産所得を出来る限り一本化する方向を目指すべき」とされ、具体的には以下の様な考えが示されている。

- ・金融所得を勤労所得などと分離して課税する
- ・金融商品の種類や所得分類にかかわらず同一の方式で課税する
- ・金融商品から生じた収入の総計から、要した費用、生じた損失を控除することで金融所得を算出し、その金融取得に対して比例税率で課税する
- ・全体の損失があれば翌年以降に繰り越し、金融所得のみと相殺する

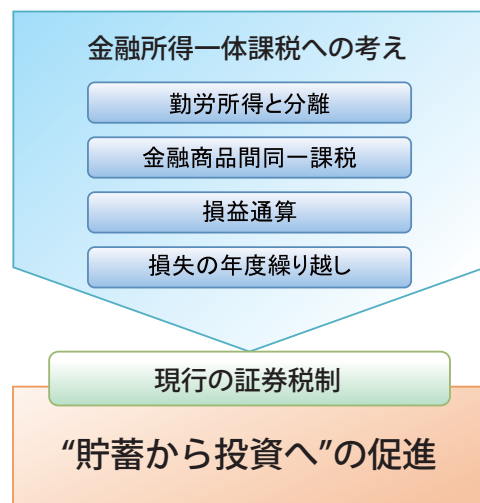
一方、背景については当然“貯蓄から投資へ”の促進政策がある。1,500兆円の個人資産のうち52%を占める現金・預金から、合わせても9.3%しかない上場株式や株式投信などのリスク資産へ向かわせる為の促進政策である。金融庁より2008年8月に公表された2009年度税制改正要望項目によると、以下の施策が“貯蓄から投資へ”の促進策として挙げられている。

<2009年度税制改正で決定若しくは一部が実行されるもの>

- 日本版ISA（小額の上場株式等投資のための非課税措置）の創設 ※内容は後述
 - －小口投資家層に投資のインセンティブを付与し投資家の裾野を拡大
- 確定拠出年金（401K）制度の充実
 - －株式市場の厚みと老後の資産形成促進

〔要望事項〕

- ・企業型確定拠出年金における個人拠出の容認
 - ・個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し
 - ・企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ
 - 金融商品間の損益通算の範囲拡大
 - －リスク資産に投資しやすい環境の整備
 - 〔要望事項〕
 - ・預金・債券等の利子所得及び先物取引に係る雑所得について、損益通算の範囲を拡大すること。
- <今回の税制改正では採用されなかったもの>
- 高齢者投資非課税制度の導入
 - －高齢者安心のための“第二の年金”の税制優遇



◆ 現行の証券税制について

現行の証券税制の概要については以下のとおりとなっている。

【譲渡益課税について】

2001年11月の臨時国会において、金融商品間で均一の税率(20%:所得税15%、住民税5%)を課す方向から、証券税制は申告分離課税に一本化されたが、時限的に軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)が続いている。

結果は、現状以下の様な税率になっている。

2003年1月1日～2011年12月31日 10%の申告分離

※2008年度税制改革において、2009年より原則の20%税率に戻り、特例措置として500万円以下の譲渡益は10%とされていたが、2009年度税制改革で軽減税率10%の2011年末までの延長が決定された。

2012年1月1日～ 20%申告分離に戻る

※原則の税率に戻る前提で、日本版ISA(少額の上場株式等投資のための非課税措置)の創設が決定している。

【対象となる有価証券=上場株式等】

上場株式・上場新株予約権証券・上場新株予約権付社債・カンントリーファンド・日銀出資証券・外国市場で売買されている株式(ADRや会社型投信を含む)や新株予約権付社債・上場優先出資証券・公募株式投信の受益証券(ETFを含む)・買取請求の上場会社株式の単元未満株・J-REIT・上場ベンチャーファンド

【配当課税】

2003年度税制改正により、上場株式等の配当・公募株式投信の収益分配金については、申告不要制度が導入され、総合課税(配当控除の適用)か源泉徴収を選択することが可能となっている。

2004年1月1日～2011年12月31日まで 10%の源泉徴収

※2008年度税制改革において、2009年より原則の20%税率に戻り、特例措置として100万円以下の配当は10%とされていたが、2009年度税制改革で軽減税率10%の2011年末までの延長が決定された。

2012年1月1日～ 20%源泉徴収または申告分離に戻る

【損益通算】

2008年度の税制改正により、それまでは不可であった上場株式等の譲渡損と配当との損益通算の仕組みを導入。2009年は確定申告による対応となるが、2010年からは特定口座の源泉徴収口座内において対応を可能にする。金融所得一体課税へ一歩近づいた措置。

なお、2005年1月からスタートした上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度(恒久措置)は、年間で発生した譲渡損を翌年から3年間繰り越して譲渡益から控除できるが、この配当との損益通算制度により、3年間の配当も控除対象となっている。

上場株式等の配当・譲渡益に対する課税

(財務省HPより)

	～2008.12	2009	2010	2011	2012～
税率	10%	10%			20%
損益通算	—	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 ・確定申告による対応(2009.1～) ・特定口座(源泉徴収口)で対応(2010.1～)			



【確定拠出年金制度の拡充】

この制度の基本的な仕組みは、確定拠出年金法(厚生労働省所管)によるため、個人型確定拠出年金に加入出来ない主婦や公務員などは、制度参加が望まれるものの、加入できないのが現状である。制度の拡充については、年金制度全般の中で検討されるべきテーマかもしれない。また制度上の措置についても、2009年度税制改正(2010年1月1日施行)により、以下のとおり実施されることになっている。

・企業型で、事業主拠出額を上限とした個人拠出制度(マッ

チング拠出)が導入されることに伴い、その掛金を全額所得控除の対象とすること

・月額拠出限度額の引き上げ=企業型他の企業年金がある場合2.3万円→2.55万円、企業型他の企業年金がない場合4.6万円→5.1万円、個人型1.8万円→2.3万円

【特定口座について】

売却内容の記録や税金計算など、確定申告時の面倒な手間を省き、譲渡損益等の管理を容易にするためのものが「特定口座」だか、源泉徴収選択口座では、年間の譲渡損益



の調整を譲渡または決済毎に行う為、確定申告も不要である（次年度以降の3年間の繰越控除制度を利用する場合は、確定申告が必要）。また源泉徴収なしの口座であっても、「年間取引報告書」により確定申告が容易になっている。

この特定口座への受入可能価値証券が、2009年度税制改正により以下のものが新たに加わった。

（※一般口座から特定口座への移動は、本年5月末で終了）

- ・従業員持株会等を通じて取得した上場株式
- ・生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更で、その株式が上場されるもの
- ・上場前から保有していた上場株式
- ・一般口座で保有する上場株式等が、相続・贈与を行う際に、受け取る側の特定口座に移されるもの

◆ 創設された日本版ISAについて

日本版ISAについては、少額の上場株式等投資のための非課税措置制度として、以下の様な概要で創設されることが、2009年度税制改正において決定している。

【制度創設の時期】

2012年=これは、配当・譲渡益課税の軽減措置（20%→10%）が、2011年末まで延長されており、この措置の終了が制度導入の前提となっているため。

【制度利用の条件】

満20歳以上の居住者で、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるもの。

【制度の概要】

- ・年間の投資額100万円を上限として、非課税口座を開設し、上場株式等に投資。
- ・上記の分から発生する配当・譲渡益に関して、最大10年間は非課税となる。
- ・非課税口座は、制度開始から5年間の時限措置なので、最大500万円までの累積投資分が非課税扱いになるとみられる。
- ・非課税口座の管理方法や要件違反の場合のペナルティーなどは、2010年度の税制改正により決定される。

手本となった制度は、英国において1999年に導入された個人貯蓄口座（ISA）であって、当初は2009年までの時限措置であったが、2007年に一般投資家の貯蓄支援の為に恒久化している。

【英国ISA制度の概要】

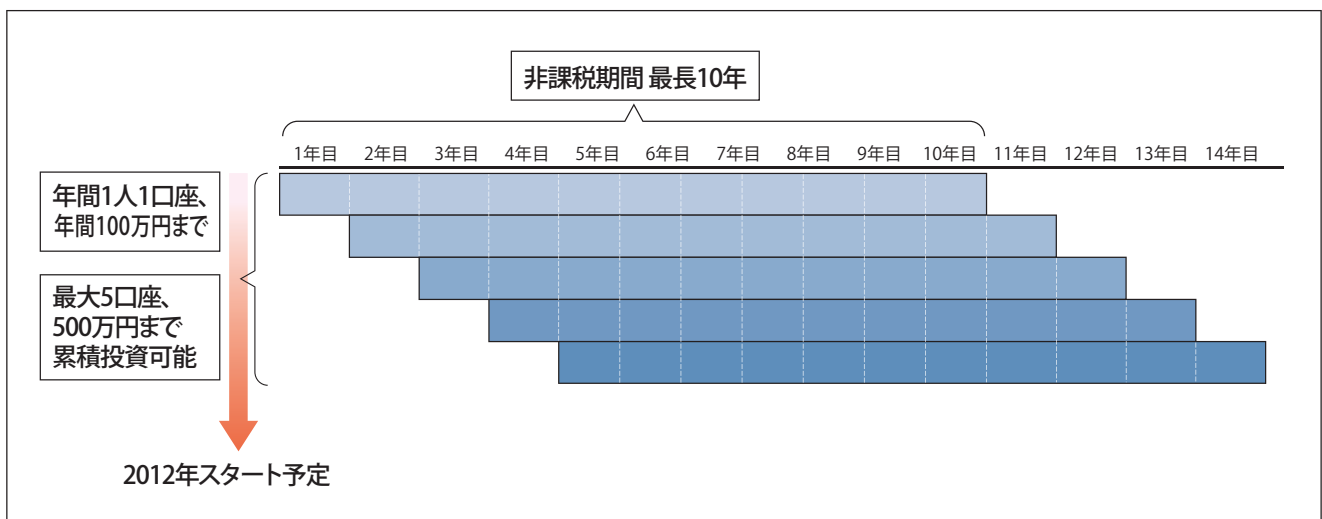
- ・現金口座と株式口座の2種類
- ・年間預入上限額は7,200ポンド（約112万円）で、投資対象は現金・株式・債券・投信・保険
- ・利子・配当・キャピタルゲインが非課税、但し非課税口座内のキャピタルロス、非課税口座外の投資と損益通算出来ない。（非課税口座内なら損益通算可能）
- ・口座開設者は、英国居住者で18歳以上（現金口座だけは、16歳以上）。口座は歳入税関庁に承認された銀行等（ISA manager）

【英国ISA制度の現状】

- ・年間申込口座数 1,471万口座（2007年度）
- ・年間預入金額 357億£（=約5.6兆円 2007年度）
- ・預入総額 2,078億£（2007年10月時点）うち株式等口座801億£（約12.5兆円）

日本版ISAのイメージ

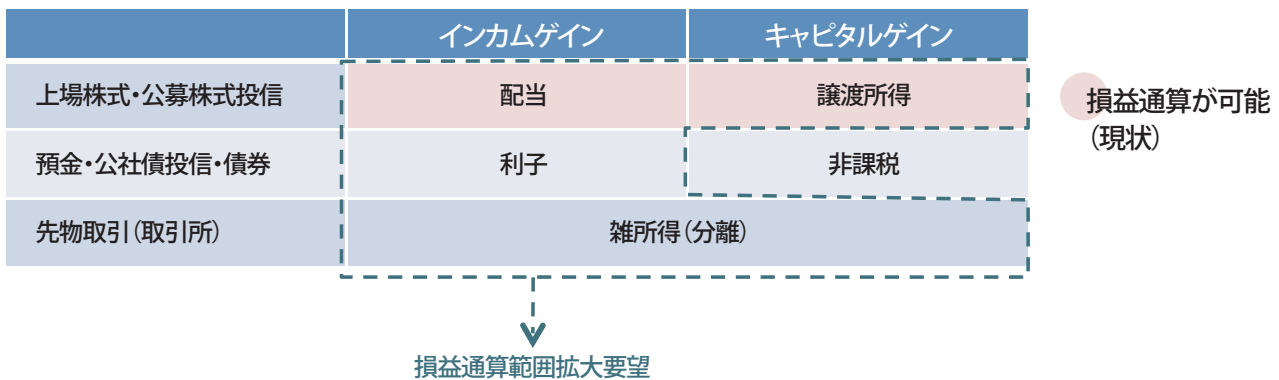
（財務省HPより）



◆ 金融所得一体課税へむけて

現行の証券税制では、金融商品間の損益通算は、上場株式等の譲渡損失と配当の間に限られていて、リスク資産の損失が十分な配慮を受けていない。そのため金融庁による2009年度税制改正要望では、預金・債券等の利子所得及び先物取引(取引所取引)に係る雑所得について、損益通算の範囲を拡大することを要望した。

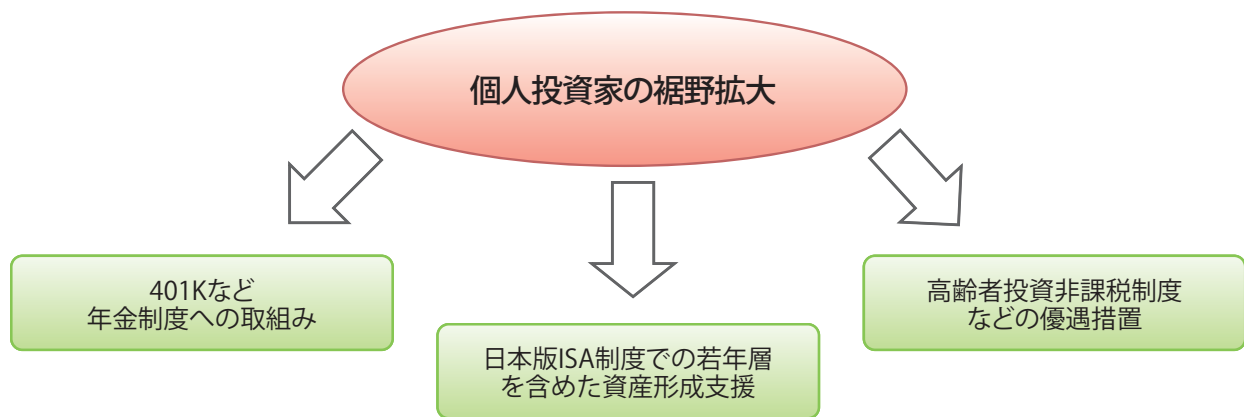
これに対して財務省による2009年度税制改正大綱では、「金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方法の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について引き続き推進する」としている。



◆ むすび

以上、個人投資家への影響を中心に証券税制の動向を纏めた。“貯蓄から投資へ”の促進をどの方向に求めていくか、国の制

度設計だけではなく、証券業界の方向性を決めていく重要な問題として受け止めたい。



JBISにおける平成20年度・21年度(2008年度・2009年度)税制改正の対応について

◆ 税制改正の骨子

平成20年度税制改正とその一部改定となる平成21年度税制改正後の主な証券税制の骨子は次のとおりです。

課税体系		税制の概要
譲渡所得の課税	譲渡所得の課税税率	平成23年末まで、軽減税率(所得税7%、地方税3%)を適用
	源泉徴収口座の特例措置	同上
配当所得の課税	配当所得の課税税率	平成23年末まで、軽減税率(所得税7%、地方税3%)を適用
	源泉徴収税率の特例措置	同上
	申告分離課税選択制度の創設	平成21年1月から申告分離課税の選択が可能
	申告分離課税の税率	平成23年末まで、軽減税率(所得税7%、地方税3%)を適用
損益通算の課税	確定申告による損益通算	平成21年1月から上場株式配当等の譲渡損失との損益通算が可能
	源泉徴収口座による損益通算	平成22年1月から源泉徴収口座での損益通算が可能
株式投信の課税	公募株式投信の終了・解約	平成21年1月から居住者等の終了・解約の差額は全額が譲渡所得
源泉徴収義務者	配当等の源泉徴収義務者	平成22年1月から金融商品取引業者が源泉徴収義務者
少額の株式投資	上場株式等投資の非課税措置	平成24年以降、100万円までの譲渡と配当所得は5年間非課税

◆ システム対応の状況

平成22年1月施行の税制改正に向けて、次の主なシステム対応事項に関する詳細設計・開発を推進しています。

対応事項	対応の概要
申告分離課税選択制度への対応	
申告分離課税の登録・照会	源泉徴収口座での損益通算対象として、申告分離課税の登録と照会、登録リスト作成
申告分離課税顧客の一括移行	10月末の源泉徴収口座顧客をシステムで申告分離課税顧客へ一括に移行
源泉徴収口座での譲渡損失と配当等の損益通算の対応	
譲渡損失と配当等の損益通算	年間の配当等から年末の譲渡損失を控除した損益通算の所得による配当等の税額計算
損益通算による納税・還付	譲渡損失と配当等の損益通算後の所得による配当等税額の納付と顧客への税額還付
年間取引報告書への記載追加	譲渡損失と配当等の損益通算状況を年間取引報告書へ追加記載
損益通算内容の法定帳簿作成	譲渡損失と配当等の損益通算状況および配当等の明細に関する法定帳簿の作成
上場株式等「株式数比例配分方式」の源泉徴収義務者に関する対応	
配当等の源泉徴収税額の徴収	保振機構からの配当等受入れによる税額の計算、源泉徴収、税額納付・損益通算
配当等支払通知書の交付	顧客への支払い内容の交付書類として、「配当等支払通知書」の作成と顧客への郵送
支払調書の作成	配当所得の税務署提出調書として、「支払調書」の作成
譲渡所得および配当所得の課税変更に伴う関連事項の対応	
支払調書の変更	公募株式投信の終了・解約差益の譲渡所得化、損益通算の年間取報記載等に伴う改廃
年間取引報告書の税務署提出	源泉徴収口座の年間取引報告書の税務署提出に伴う追加作成

◆ BPO対応の状況

譲渡損益と配当等の損益通算について、「投資家との契約」「投資家への説明義務」が生じることから、必要と思われる約款、投資家向け説明書等の作成、発送代行を行います。書面は共通(汎用)化し、証券会社様のコスト削減に寄与します。

対応事項	対応の概要
投資家向け説明書面作成	譲渡損益と配当等の損益通算について、投資家様向け説明書等を作成
必要となる約款・届出書等の作成	投資家との契約に必要な約款、手続きのための書類を作成
発送代行	書面の封入・封緘・発送代行

◆ 今後の税制改正の対応予定

平成23年末の軽減税率適用期限により、「少額の上場株式等投資のための非課税措置」、利子所得を含めた「金融所得課税一体化」、「納税者番号制度の導入」等が予定されていますので、22年度税制改正要綱等に基づいて検討して参ります。

<p>JBIS 【編集・発行】 株式会社 JBIS サービス本部 URL http://www.jbis-inc.com/ 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-8-1</p>	<p>【お問い合わせ・ご要望】 Mail: info-service@jbis-inc.com TEL: 03-3668-6173 FAX: 03-3668-6221</p>
---	--